

(様式9-(19)I)

診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素使用器具

備付届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、（ 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素・診療用放射性同位元素使用器具 ）を備えるので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第8号、第27条の3第1項及び第28条第1項の規定により届ける。

1 病院又は診療所の名称及び所在地			
2 使用を予定 する診療用放射 性同位元素、陽 電子断層撮影診 療用放射性同位 元素又は診療用 放射性同位元素 使用器具に関す ること。 (診療用放射性 同位元素使用器 具にあっては、 *欄は診療用放 射性同位元素使 用器具の種類ご とに記載)	種 類		
	形 状		
	年間使用予定数量 (Bq)		
	最大貯蔵予定数量 (Bq) *		
	1日最大使用予定数量 (Bq) *		
	3月最大使用予定数量 (Bq) *		
	用 途		
	設 置 室 名		
3 上記を使用 する医師等の氏 名及び経歴	氏名	職種	放射線診療に関する経歴
4 予定使用開始時期		年 月 日	

5 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室又は診療用放射性同位元素使用器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		準備室、使用室、治療病室 その他（ ）				
	管理室		有 ・ 無				
	使用室等の区画	専用便所	有 ・ 無				
		処置室	有 ・ 無				
		準備室、陽電子準備室	有 ・ 無				
		診療室、陽電子診療室	有 ・ 無				
		陽電子待機室	有 ・ 無				
		患者休養室	有 ・ 無				
		陽電子放射断層撮影装置を操作する場所	有 ・ 無				
		治療病室	有 ・ 無				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）				
	しゃへい物を設ける場所 措置事項		天井	壁	床	出入口	開口部
	しゃへい物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染場所の おそれ の構造 措置	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、すきま	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性、耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード、グローブボックス等		有（ ）・無				
	排気設備への連結		有 ・ 無				
準備室に設ける洗浄設備		有 ・ 無					
排水設備への連結		有 ・ 無					
汚染検査に必要な測定器		有 ・ 無					
汚染除去用器材		有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備		有 ・ 無					
更衣設備		有 ・ 無					
出入口の数		通常出入口 非常口		箇所 箇所			
標識		有 ・ 無					

6 治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要 (診療用放射性同位元素及び診療用放射性同位元素使用器具を使用する場合は記載不要)	建築物の構造		耐火構造・不燃材料
	治療病室の防護物の概要	しゃへい物 しゃへい物を設ける場所	
		天 井	
		床	
		周囲の画壁等	(東)
			(西)
			(南)
			(北)
			出入口の扉
			その他の開口部
	出入口の数		通常出入口 非常口 箇所 箇所
	治療病室の標識		有 ・ 無
7 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法		貯蔵室 ・ 貯蔵箱
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫その他()
	貯蔵施設のしゃへい材料		
	貯蔵室の 出入口の 構造	出入口の数	通常出入口 非常口 箇所 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸	有 ・ 無
		閉鎖設備	かぎ・その他()
	貯蔵箱の閉鎖設備		かぎ・その他()
	貯蔵容器の 構造等	しゃへい材料	
		空気汚染防止措置	有 ・ 無
		液体のこぼれ防止措置	有 ・ 無
		浸透防止措置	有 ・ 無
		受皿、吸収材	有 ・ 無

7 貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	構造等 貯蔵容器の 標識	貯蔵物の種類及び数量の表示	有	・	無	
		標識	有	・	無	
		貯蔵室の標識	有	・	無	
8 運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	気体汚染発生防止措置		有	・	無	
	液体のこぼれ及び浸透防止措置		有	・	無	
	受皿、吸収材		有	・	無	
	運搬物の種類及び数量の表示		有	・	無	
	標識		有	・	無	
9 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水設備	構造、容量、槽数	地上式・その他() 貯留槽 m ³ × 槽 希釈槽 m ³ × 槽			
		排水監視設備	有	・	無	
		浸水、浸透及び腐食防止措置	有	・	無	
		排液採取設備	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	排気設備	排風機の能力及び基数	m ³ /時× 基			
		排気監視設備	有	・	無	
		気体漏れ、浸透及び腐食防止措置	有	・	無	
		自動ダンパー装置等	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	焼却設備	焼却炉	気体漏れ防止等	有	・	無
			排気設備に連結	有	・	無
			廃棄作業室に連結	有	・	無
		廃棄作業室の措置	突起物、くぼみ	有	・	無
			目地、すきま	有	・	無
			平滑施工をした表面仕上	有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性	有	・	無
			フード、グローブボックス等の排気設備に連結	有	・	無
			標識	有	・	無
		汚染検査室	最も適した場所に設置	有	・	無
			突起物、くぼみ	有	・	無
			目地、すきま	有	・	無
			平滑施工をした表面仕上	有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性	有	・	無

9 廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	焼却設備	汚染検査室	洗 浄 設 備 、 更 衣 設 備	有 ・ 無		
			汚 染 検 査 に 必 要 な 測 定 器	有 ・ 無		
			汚 染 除 去 用 器 材	有 ・ 無		
			標 識	有 ・ 無		
	保管廃棄設備	外 部 と 区 画 さ れ た 構 造		有 ・ 無		
		閉 鎖 設 備		有 ・ 無		
		耐 火 構 造 の 措 置		有 ・ 無		
		空 気 汚 染 防 止 措 置		有 ・ 無		
		漏水、浸透及び腐食防止措置		有 ・ 無		
		標 識		有 ・ 無		
10 使用室、貯蔵施設、廃棄施設及び治療病室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害に必要な注意事項の掲示			患者用 有 ・ 無 職員用 有 ・ 無		
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置			有 ・ 無		
	管理区域	管 理 区 域 を 設 け る 場 所		別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無		
		空気中の放射性同位元素の濃度が医療法施行規則別表第3又は別表第4に定める濃度限度の1／10以下となる措置		有 ・ 無		
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が医療法施行規則別表第5に定める表面密度の1／10以下となる措置		有 ・ 無		
		立 入 制 限 措 置		扉・他（ ）		
		標 識		有 ・ 無		
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無		
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		有 ・ 無		
	その他	取扱者被ばく防止用取扱器具		しゃへい用具・ その他（ ）		
		取扱者被ばく測定用器具				
		放射線防護を含む安全管理委員会の設置（陽電子使用施設のみ）		有 ・ 無 （「有」は、証する書類添付）		

*陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する場合は、医師又は歯科医師の1名以上が①常勤職員である、②陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者である、③核医学診断の経験を3年以上有している、④陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了している旨がわかる書類を添付すること。

(様式9-(20)Ⅰ)

診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素使用器具

に関する変更届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、（ 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素・診療用放射性同位元素使用器具 ）に係る届出事項を変更するので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第11号及び第29条第2項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 変更しようとする理由		
3 変更年 月 日		年 月 日
4 変更しようとする事項	変更前	
	変更後	

＊診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素、診療用放射性同位元素使用器具及び室等の構造を変更する場合は、「様式9-(19)Ⅱ～Ⅴ」を添付すること。

(様式9-(21))

診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素使用器具

廃止届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

下記のとおり、（ 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素・診療用放射性同位元素使用器具 ）を廃止したので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第24条第12号の2、第13号及び第29条第3項の規定により届ける。

記

1 病院または診療所の名称及び所在地		
2 廃止した 診療用放射性 同位元素等	種 類	
	形 状	
	廃止時における放射線源の数量	Bq
	廃 止 し た 理 由	
	廃 止 年 月 日	年 月 日
	廃 止 後 の 処 分 方 法	
3 廃止後の使用室、治療病室、貯蔵施設 及び廃棄施設の用途		

(様式9-(22))

診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
診療用放射性同位元素使用器具

廃止後措置届

年 月 日

長崎県知事 様

住 所
管理者
(フリガナ)
氏 名

年 月 日付をもって廃止した については、
下記のとおり措置したので、医療法第15条第3項、同法施行規則第24条第13号及び第29条第3項
の規定により届ける。

記

1 病院または 診療所の名称及 び所在地	
2 放射性同位 元素等による汚 染除去の概要	
3 放射性同位元 素等によって汚 染された物の譲 渡または廃棄の 概要	
4 措置年月日	年 月 日